

金融商品時価評価の監査判断

邱 艶 梅

要 旨

新会計基準導入之际，过分强调重视投资信息的有用性，却忽略轻视了信息的可信性。但是不具备可信性的信息是难以论及其有用性的。因此具备监督检查机能的审计应该责无旁贷勇担重任。以金融商品现价评价为例，由于不可知的预测性要素的增加等原因，进行审计判断时将面对很多从来没有过的新课题。本论文分析了这些新课题并试图寻找一个合理的答案。

キーワード……時価評価 信頼性 監査可能性 監査判断

はじめに

近年のインフォメーション・テクノロジーの飛躍的な発展が契機になり、まさに会計環境あるいは監査環境に大革命が起きようとしている。そういった動きの中で、日本の企業会計の世界基準との調和化あるいは共通化に向けて一連の作業が行われ、結果として生まれた新しい会計基準が企業会計の現場で適用されるようになった。その新しい会計基準の導入そのものが、いわば新しい監査環境を出現させたとも言えるだろう。

平成14年4月1日以降開始する事業年度から、金融商品について広範囲で時価評価を導入するものである「金融商品に係る会計基準」の適用が開始された。時価会計の導入により、監査人に対しても大きな意識変革を求めている。

新会計基準の導入に伴い、監査の対象はますます広がり、また、ソフトな情報や不確実な情報に関与せざるを得なくなっていくと思われる。それに伴って監査人は様々な未確定事項を認識せざるを得なくなって、監査判断の高度化¹⁾を求められる。

時価会計の導入により、将来見積り予想が非常に大きく会計数値に加味されるようになったこと、あるいはリスクの判定の問題など、極端に言うと、伝統的な帳簿記録と取引証拠と、それから会計基準、その三者の整合性を確かめていれば足りるといった時代、一種の定型化された監査判断の世界に新しい要素が加わるようになった。

金融商品会計基準の中で、とりわけデリバティブ会計における公正価値の判断、それからヘッジ会計の導入に焦点を合わせて、監査判断の困難さが増えてきた。例えば公正価値の判定に将来キャッシュフローや長期利率などの仮定が加わり、これは監査判断に不確実性をもたら

すといったこと、あるいは、デリバティブやヘッジ取引に関する内部管理の問題、あるいはリスク・マネジメントの評価の問題²⁾、こうした問題に監査人がかかわらざるを得なくなった。本稿は、新しい監査環境における監査人は監査判断を行う際にはどんな姿勢をとるべきか、どのように監査判断をするべきかを検討したい。

一、監査環境の変化に伴う監査人の役割期待

1、新しい監査環境の特徴

監査環境を巡る近年の特徴としては、経済活動のグローバル化及び情報技術の目覚ましい進展とともに、伝統的な財務諸表監査業務の枠組みを超えて、米国等を中心に提唱されてきている会計士の「保証業務」(財務に関する情報システムの設計業務、アウトソーシングとしての内部監査業務、その他様々なコンサルティング的な色彩の強い非監査業務等)に象徴されるように、監査人を取り巻く環境に大きな変化が見られることが挙げられる³⁾。

日本における会計プロフェッション(公認会計士または監査法人)による外部監査制度は、周知の通り、戦後の証券取引法の規定に基づく財務諸表監査の導入から、すでに半世紀を越す歴史を経てきている。そして、その間、商法特例法における会計監査人監査制度に象徴される法定監査の範囲の拡大だけでなく、会計プロフェッションによる外部監査に対する社会の期待、ないし関心の高まりには目覚ましいものがあるといえる。また監査人の監査に対するとらえ方の典型的なものとしては、次のような点、監査は不正の発見を目的としない、監査報告書は将来の発生事象に保証を与えない、監査人は鑑定人とは異なる、があったと思われる⁴⁾。

しかし、日本の伝統的な護送船団方式、株式持合い、間接金融中心主義等々を特徴とする非効率的な市場のもと、監査は、その本来の価値を埋没させ、逆に非効率的な市場を覆い隠す側に回ったのではないかと⁵⁾、と監査制度自体に潜在する様々な問題が提起された。

特に、バブルの崩壊による企業破綻の続出に伴い、この外部監査の有効性に対して多くの懸念が表明されてきた。ここ数年間の企業破綻事例と関連して、企業の存続能力の監査上の扱いに対する議論が高まってきており、2000年6月に企業会計審議会第二部会から公表された「監査基準の一層の充実に関する論点整理」においてもゴーイング・コンサーンの問題が上げられている。他方、「監査業務の品質管理や自己規制に関する監査人側の対応、社会の人々の監査に対する理解、更には、アメリカ制度の受け入れのレベルを超えていない監査研究の状況等々から、我が国の監査制度は今なお発展途上にある」⁶⁾との指摘がなされた。

これらの諸点を踏まえて、前世紀における監査環境を特徴付ける事項としては、財務諸表監査制度の構築と、それに必要な会計及び監査基準設定がなされたということである。それをもって、「基準と制度の確立」の時代であった⁷⁾との理解もできた。つまり、健全かつ効率的な証券市場の育成を図るとともに、かかる信頼しうる証券市場を通じて直接に資金を調達しうるた

めの基盤を確立するための施策が講じられたのである。しかし原価評価を中心とした財務報告モデルから、時価評価を広範囲に採り入れた財務報告モデルへの変化は、金融商品の発達や財務諸表における重要性の増大に伴って、経営実態の開示(原価評価下での含み益、含み損の是正)や容易な利益操作の防止といったことを目的としているという一面がある。単純に考えれば、時価評価の拡大は、不正に関するリスクを減少させるということになるが、時価評価による業績報告は「経営者の業績に対する期待を裏切る」というリスクを増加させることになり、不正に関するリスクを減少させるとは思われない⁸⁾。経営者は常に自分に対して有利な情報を流しがちなので、もし監査による信頼性が保証できなければ、投資者に投資判断を行う際に有用であると唱える時価情報の開示の有効性は、台無しになるだろう。会計プロフェッションとしての会計監査人は監査判断に新会計基準の出現によるいろいろな新しい要素を加えてくる状況の中で、その困難さが増してくると同時に、高度な判断能力が求められる。

会計及び監査を巡る国際的な環境下にあっては、国際会計基準の導入、監査実務の国際化による「レジェンド問題」等の新たな課題の生起、及び国際会計士連盟の活動の重要性の高まりなどが認められる⁹⁾とともに、諸外国に見られる監査人を相手どった訴訟が増加する傾向が予測できるのである。

このように、監査人を取り巻く環境の変化は、結果として、監査人の役割期待に反映される。さらに職業専門家である会計プロフェッションとしての会計監査人の監査判断に新しい課題が提起されつつある。

2、監査人への役割期待

新たな監査環境における監査人への期待としては、次のようなものが考えられる¹⁰⁾。不正財務報告の一層の防止・摘発(従来の役割期待、さらなる"マルチディメンショナル・アプローチ"が不可欠)、実態監査と3E 監査の拡大(内部統制の有効性の評価、経済性(Economy)効率性(Efficiency)有効性(Effectiveness)監査)、保証水準の異なる保証業務の拡張、監査人の独立性、監査論研究の深化、大学教育

従来の財務諸表監査における監査人への役割期待とは、財務諸表の適正表示を担保するために、その信頼性の保証を行うことである。このことをもって、一般に「情報監査」が財務諸表監査における主たる任務であり、その会計情報の背後に存する行為・活動ないし状況の当否に関する評価といった「実態監査」とは、一線を画するものであるとの理解がなされてきている。

しかし、現在、財務諸表監査業務に対して問われていることは「会計記録と財務諸表と会計基準の間の平仄性の検証だけでなく、会計基準の選択と適用方法の適切性、会計上の見積りの合理性、さらにはゴーイング・コンサーンの前提に関する一定の評価までも求められてきている。また、会計取引の背後にある取引行為の当為性までも保証の範囲に含められようとしている」¹¹⁾ことから、「継続企業評価や内部統制の有効性の評価の問題」をも守備範囲に含めた監査

が、社会の期待ないしニーズとして認識されてきている。なお、近年問題となってきた経営者不正の摘発という課題については、「古くから一貫して、監査人の役割として存在している」との立場もあるが、より積極的に、かかる不正の防止・摘発を監査目標とすべきという点において、今後とも十分に検討ないし吟味することが不可欠であると思われる。

いずれにせよ、監査業務ないし監査人の役割というのは、「種々の情報や行為についての「保証の賦与」を通じて、市場における契約の締結と履行を促進し、市場取引の安全かつ効率的な遂行を可能ならしめること」¹²⁾であると要約することができるであろう。

ただ、対象とされる情報の種類や範囲、さらにかかる情報の開示の時期及び頻度等により、付与される保証の水準ないし程度に相違が見られるとの立場から、これを広く「保証業務」ととらえ、その中核をなすとともに、最も高位の保証水準を担保するものを「監査業務」と解する傾向になりつつあるように思われる。このように、保証業務によって担保される「信頼性」の程度・内容及び範囲については、時代を超えて同一であるとの理解はなされておらず、逆に「時代とともに変化してきた」¹³⁾との理解が示されている。

しかし、財務諸表監査が、投資家を中心とした利害関係者の保護を念頭に、企業の発信する「財務諸表の品質保証を通して投資家を守ることにある」といった点については、その本質的な機能として理解されなければならないであろう。

新世紀における新たな監査環境としては、国際化、情報化そしてソフト化といった企業環境の変革ないし情報の拡大と伴って、少なくとも、監査対象、監査範囲及び監査機能に対する社会の期待が著しく拡大ないし増大してきている点にある。そのため、いわゆる「情報監査」と「実態監査」の双方を視野に入れた監査システムの確立、あるいは、現行財務諸表監査制度のもとでの実態監査の強調が指摘される¹⁴⁾ところである。

一方、仮に監査人の役割期待の変革ないし監査業務の拡大が図られるとしても、監査人が現に有している「市場の番人」としての役割ないし使命については、少しも変更が加えられるものではないであろう。それどころか、逆に、制度として、健全かつ有効な市場を支えるために、監査人の「番人」としての使命に対する期待はますます増大する¹⁵⁾ものと解されるのである。

3、監査実務上の対応

時代が変わっても、監査業務が、一つの社会制度として存在意義を持ち続けるためには、その時々での社会的要請を常に考慮し、適切にニーズを満たしていく必要がある。監査人の主要な資質ともいえる、独立性及び専門性を堅持する形での業務の拡大ないし役割の再定義を積極的にすすめていくことは、その社会貢献度から考えて是認されるであろう。しかし、安易な業務の拡大ないし社会の人々のニーズの無批判的な受け入れについては監査人の資質に抵触しないことを念頭に、慎重な対応が求められるであろう。とりわけ、アメリカに見られる近時の監査人の業務の拡大化傾向に対しては特に「独立性」との問題における批判を受け入れて

いる所にあり、日本にも大に参考とされるべき問題であるといえる。

いずれにしても、監査人としては、情報の主要な顧客たる投資家及び債権者の情報の「保証」の要求に、これまで以上に応えなければならなくなるとともに、伝統的な財務諸表監査の地位が低下し、別の形で情報の「保証」が求められるようになる¹⁶⁾と考えられる。

加えて、新世紀の新たな監査環境の中における監査人への役割期待として、有効かつ健全な企業経営を支えるために、コーポレート・ガバナンスとの関連において充実した監査を推進させること、監査人の業務範囲と責任の明確化、業務指針の確立及び投資大衆の啓蒙を行うこと、監査人の独立性、自己規制システム及び職業倫理等に関する実践的な対応を図ること等¹⁷⁾についての指摘もある。

このように、新しい監査環境下において、監査人に対する要望と役割期待が高まりつつある中で、監査対象は拡大または変化しつつある。またそれは監査手続を適用することによって得られた証拠の積重ねによって、監査対象の適正性についての心証形成プロセス 監査人の言語的表明である監査判断¹⁸⁾に反映される。そこで、新しい監査環境を作る要因の一つである新会計基準特に金融商品会計基準がもたらした監査問題を検討したい。

二、新会計基準がもたらした監査判断問題

1、監査判断特殊性の増加

新たな会計基準の導入に伴い、会計情報作成上の経営者による会計判断に大きく影響を与えるにとどまらず、会計情報の信頼性を保証する監査人の監査判断にも重大な影響を及ぼし、会計判断も監査判断もともに高度な判断が要請されている¹⁹⁾。その影響は、二つの面がある²⁰⁾。すなわち、会計情報作成上の会計判断、特に会計上の見積りが増大し、かつ判断の許容幅が拡大していることである。これは会計判断の一般性²¹⁾の程度の低下と呼ばれる。他方、会計判断の妥当性を検証する監査判断の重要性が増加すると同時に、監査判断の主観性が増加していること。このことを監査判断の特殊性²²⁾の程度の増大と呼ばれる。

会計判断に対する監査可能性がある場合には、監査判断の特殊性はある一定の許容範囲に収まるように設計されうる。しかしながら、会計判断の主観性が増すならば、監査による検証は、監査可能性の程度が低下するために監査判断の特殊性に許された判断の幅が増大する可能性が生じる。監査人のより実質的(=経済的実態に即した判断)かつ高度な判断(専門性が高い判断)が求められる。

さらに、そのために、監査による財務諸表の信頼性についての保証の質、すなわち、保証内容と保証水準とが変容する可能性がある。また、監査実施の局面では、会計上の見積りに対する監査手続の重要性を増加させるが、公認会計士だけで実施可能な手続ではなくなりうる結果、従来と同じ保証を提供しようとするれば、三様監査の更なる連携が必要になる。それで、監査は

公認会計士と専門家との両者が一体となって行わざるを得ないので、その旨の開示、両者の責任の分担及び監査人の独立性の維持、確保などの問題を検討する必要もある。

情報作成に利害が反映されるがゆえに、財務諸表情報に含まれる内容にはすべて不確実性がある。かかる不確実性を有意な程度減少させることが社会的に求められ、公認会計士による財務諸表監査制度が存立している。監査の結果としては、不確実性の程度が監査人の責任によって、同程度まで減少できることが必要となることが原則である。計算上の仮定の置き方如何によって、不確実性の程度が異なる項目を監査の対象としなければならない。監査による財務諸表情報信頼性の保証の程度を同水準に保つためには、かかる問題性に対して対処する方策が必要となってくるのである²³⁾。公認会計士だけで財務諸表の信頼性を担保する時代が過ぎ去り、種々の専門家と協調した財務諸表監査が求められるようになるという。

新会計基準の導入に当たって、投資情報としての有用性が重視され、情報の質としての信頼性が犠牲になっている。会計基準の導入には、監査可能性の判断要素を加味する必要がある。

監査による保証は一定の高水準に保つ努力をすると同時に、監査判断の特殊性の伝達が必要になる。監査判断の特殊性の程度が増大する状況下では、個々の監査人の判断にすべてを委ねるのではなく、会計プロフェッションとしての判断が求められる。そのためには、詳細な判断指標の整備が必要になる。また、個別ケースでの監査判断の特殊性が反映されるような監査報告書での情報開示が必要である。

2、経営者の見積もりの問題

財務諸表に含まれる金額が、将来事象の結果に依存するために確定できない場合またはすでに発生している事象に関する情報を適時にあるいは経済的に入手できないために確定できない場合に、会計上の見積が必要となり、当該金額は概算により計上される。なお会計上の見積を有するものの例は以下のようである²⁴⁾。

(1)資産・負債の時価評価にかかわる見積項目で、「現存する財貨に基づく評価」が問題となるもの 公正価値のない有価証券の実質価値、 棚卸資産の正味実現可能価額、 受け入れ担保資産の評価額、 リース資産の現在価値、 貸倒引当金、 賞与引当金、 退職給与引当金、 返品調整引当金、 製品保証引当金、 修繕引当金等の引当金、 工事進行基準による公示収益、 償却資産の減価償却額

(2)新会計基準の導入に伴って主観的な判断の要素が金額に重要な影響を及ぼす見積項目で、「将来の財貨に基づく評価」が問題となるもの 金融商品の公正価値評価、 退職給付債務の回収可能性の見積、 繰り延べ税金資産の回収可能性の見積、 固定資産の減損評価 投資不動産の公正価値評価、 連結子会社の資産・負債の公正価値評価、 連結範囲の支配力基準、 不良債権の分類による貸倒引当金の見積、 その他

これらの項目について、見積の合理性を確かめるためには、仮定の適切性、データの適切性、

計算の合理性、及び差異分析が監査上の検証課題となる。また、実施可能な場合、過年度の見積と実績との比較、会社の承認手続の検討、会計上の見積が合理的ではないと判断した場合、監査人による独自の会計上の見積、及び決算日後の取引及び事象の検討が要請されている²⁵⁾。

新会計基準の導入によって、見積上の判断の誤差も未確定事項に準じて問題となると思われる。ただ、それは監査手続が実施できないからという、そういう手続の限定にするのか、あるいは開示の問題として扱うのかというのは、慎重に考えるべき問題であるのではないかという意味では、未確定事項だけの問題ではない²⁶⁾というように考えている。

アメリカのように非常に市場化された社会で、監査そのものが、コストの問題としても企業側と軋轢があるだろう。まさに監査についてのマーケットの参加者は、コストをどのように理解して、お互いに調整していくかというイフェクティブネス(有効性)とエフィシェンシー(効率性)の比重関係の問題もあるだろう。

経営者の見積りについて、米国監査基準書第57号において、経営者が見積りを展開するために用いたプロセスをレビューし、テストする。独自に見積もりの予測を展開する。決算日後の事象、取引をレビューする。この三つのアプローチの一つまたはそれらを組み合わせて用いて、見積りの合理性を評価するとする。この三つのアプローチの適用基準、つまりどのアプローチを選ぶかという判断基準について意見が分かれている。

小宮山賢はこの問題を考える基準というのは基本的にエフェクティブネスとエフィシェンシーの二つにあると考えている²⁷⁾。例えば、デリバティブのような商品を見ると、どういう時価評価のプロセスを会社が持っているか、基礎的なものとして理解する。まず、パラメーターで入れなければならないものの外部証拠と突合する、このような手続が の中に基本的には入る。次に重要な項目については の独自に見積もりの予測を展開する。特に、全部やると、とてもコスト・エフェクティブではないから、大体はプレーンなタイプのデリバティブとプレーンではないタイプのデリバティブに分ける。プレーンなものは基本的に会社の時価評価プロセスに乗っかる。プレーンではないものについて、ある程度、どこの監査人も価格モデルを持っているので、プライシング・モデルで計算してみる、というようなことになるだろう。難しいのは、最終的には見積もりの許容範囲と重要性の判断に結びつくというところで、見積りの誤差と金額的な影響について考え方を違えて行くのか、もし同じだとすると、特に重要性の判断基準というのはどの観点から見るのかという規制が最近は厳しくなってくる²⁸⁾。

児嶋隆は と ができれば問題はなく、 を行うかどうか、独自に見積もりの予測を展開するかどうかというのも、会計によって違ってくると思う。監査人として非常に高いリスクがあり、独自に見積りをしなければ、責任を免れないケースもあれば、許容誤差の範囲内に重要性のないケースもある。その場合しかるべきアクチュアリーに頼めば、それをもう一回自分で計算し直すということは、エフェクティブネスとエフィシェンシーを考えて必要はないと思う。最も重要なのは、デリバティブの内部統制とリスク・マネジメントの大事さをよく認識するこ

とである²⁹⁾。期末に実証性テストですべて、を独自に見積もりの予測をするのは、多分不可能だろうから、徹底して内部統制を高めていくことが大事だと考えている。

基本的には、重要性というところである。実務家のサイドからすると、やはり経営者側の判断のプロセスをレビューするだろう。それを出発点として、重要なものを監査人が独自にチェックする。また、金融商品会計における将来予測要素の増加につれて、専門家の利用はさらに増大する一方にならざるを得なくなると推測できる。

3、専門家の利用問題

これまで、不動産の評価、美術品の鑑定、鉱物等の埋蔵量の推定といった分野は、監査人がそれに関する専門的な技能を有することを期待されない領域と考えられてきた。この場合、監査人は専門家の業務を利用し、これに対応した専門家の能力の検討、専門家の業務の理解、専門家の業務結果への検討といった諸手続を実施することになる³⁰⁾。金融商品の時価評価は、金融テクノロジーの高度な知識を必要としており、この場合にも専門家の業務の利用ということが考えられる。金融業や証券業の場合には、企業自体が金融商品の評価を行うシステムを有しているのが通常であり、監査人としての立場からその妥当性を検証することが必要となる。

専門家の業務の利用については、「監査人が専門家を監査チームの一員として監査業務に従事させる場合には、当該専門家に対する指示、監督及び監査調書の査閲は、監査基準委員会報告書第 12 号の「監査の品質管理」に準拠して行うもの」とされている³¹⁾。1994 年に公表された米国の SAS73 号においても、監査人の事務所が雇用する専門家について、同じような規定がなされている。考え方の基本はこの通りであるが、これに加えて、内部の専門家が担当した業務自体に関する「品質管理基準」の問題や、これらの専門家は多くの場合「監査の専門家」ではないため、内部専門家の担当した業務の発見事項を監査上のリスクや実施すべき監査手続とどのようにリンクさせるのかという問題が重要であると考えられる。それで、専門家の利用により、その守秘義務及び独立性問題とも惹起される恐れがあると考えられる。

専門家を利用する場合、公認会計士と同様、プロフェッショナルとして、守秘義務を最初から当然負っている。だから、あるクライアントに関して見積もり計算を監査人から依頼されて行った結果について、他のケースでそのデータを漏らしてしまうことは、義務違反である。もしこのようなプロフェッショナルとしての業界のルールがないところであれば、契約によって守秘義務を課して拘束する以外にないだろう。

独立性は、精神的あるいは実質的な側面と、外見的独立性がある。いずれにしても、専門家の利用と、守秘義務には直接関係がないが、他人に判断を委ねるということが、一般的に言えば独立性違反ということになる。但し、コストの面の問題ももちろん、専門的能力の不備の問題もある以上、全部すべて監査人がとことんまで調べるのは無理である。そこは、監査人ではなく、専門家あるいは他の外部の第三者の証明でいいということは、やはりどこかでオーソラ

イズしておかないといけない。専門家を利用することは、これから会計基準が複雑化あるいは高度化すればするほど、会計士だけでは解決できない知識やノウハウなりが必要となるため、恐らく避けられないと思われる。そこで、独立性の問題がさらに浮上してくると思われる。

4、ゴーイング・コンサーン問題との関連

一般的には、ゴーイング・コンサーンの問題は、取得原価主義がゴーイング・コンサーンの前提に立脚しており、この前提がない場合には、取得原価主義が合理性を失うことの監査上の取扱として理解されているように思われる。監査人がゴーイング・コンサーンに触れなかったことが企業の存続可能性に保証を与えたことにはならないものの、監査人にとっては、ゴーイング・コンサーンに疑義が生じた場合には、経営者の将来計画の合理性の判断が求められるという点で、これまで考えてこなかった要求を監査人に課しているものとも考えられる³²⁾。

新会計基準の適用は、企業の財政状態及び経営成績をよりカレントな状況で表示する方向になると思われる。このような企業の最新情報として位置付けられる企業の存続可能性に関する情報(ゴーイング・コンサーン問題)は、新たな会計基準の策定で持つべき性格の情報であろうか。また監査人の判断として、ゴーイング・コンサーン問題にかかわる評価を行うとする場合、それは経営者の財務諸表の作成に関する見積もり、ないし評価との棲み分けが「二重責任原則」を持って行われるのだろうか。

もっとも、時価会計の導入とこのゴーイング・コンサーン問題の関連については、必ずしも明らかになっていない点もある。たとえば、時価会計に言う時価は公正価値と言われるが、これは清算価値とどのように違うのかという問題がある。現状では清算価値基準の財務諸表の作成基準が明確になっている国は少ないために、ゴーイング・コンサーンの問題は、結局の所、財務諸表と監査報告書の、一方ないし双方での開示の問題として捉えられる。

新会計基準の監査判断というテーマで、監査判断という場合の監査は財務諸表監査、あるいは証取法に基づく監査である。もともと財務諸表監査がなぜ必要なのかということに、原点に戻ると、不特定多数の投資者が、自分が投資した企業が出す情報に基づいて投資した結果、それによって騙されることがない、その情報を利用して、自分の判断で投資をする。その情報にウソや偽りがあって、騙されるようなことがあってはいけないという制度を支えているのが財務諸表監査である。

ゴーイング・コンサーンの問題は、財務諸表を分析すれば、ある程度その兆候を判断できる。ただ、その財務情報には載ってこないような事態の推移について公認会計士はチェックする。その前提としては経営者がそのような問題を認知している場合に、どのような対処方針をとっているかということもディスクローズし、かつそれに対して公認会計士がこの見通しについて意見を述べるという構図になる。金融商品の時価評価は、価格リスク、信用リスク等の様々な要素が織り込まれるが、これらは将来の予測という要素がかなり含まれる。また、金融資産

の時価評価では流動性リスクを考慮すべき場合（つまり、現在の保有ポジションを一括処分した場合の値下がり分の考慮）があるが、このような場合、ゴーイング・コンサーンの問題は評価の問題（つまり会計基準への準拠性の問題）なのか開示の問題なのかという問題がある。

現在、JWG で金融負債を含めた広範囲の時価評価が検討されている。1997 年 3 月に公表された ISAC のディスカッションペーパーでも、この問題が取扱われている。負債については、ゴーイング・コンサーンの問題は負債の貸借対照表上の分類が、流動化固定化ということに関連して採り上げられることが多いが、一般に、企業が破綻した場合には、資産サイドを清算価値評価し、帳簿価額の負債で配分するという手続が取られるため、企業にゴーイング・コンサーンの問題が生じた場合に、負債の評価基準をどのような考えるかという問題もある³³⁾。ゴーイング・コンサーン問題は、会計基準の問題というより、ディスクロージャー全体の問題である。中小企業だからといってこれを問題にしなくていいということではない。ただ、その影響の大きさ、社会に与える影響の大きさということを考えて、開示規定について緩和する可能性が残っている。

監査人の判断が新会計基準の導入により、より高度化、個別化ないし特殊化がなされるようになった。その場合、企業のゴーイング・コンサーン問題にかかわるより個別的な判断に際して、監査人としては当該企業にかかわる長期の比較可能な個別情報に精通していることは何よりも重要になると思われる。しかし、そうした長期間に渡る監査人の関与はいわゆる独立性に抵触するのではないか。ローテーションとの関連でどう考えるべきか問題になる。

ゴーイング・コンサーン問題は、その財務諸表を見てそれが判断できれば何の問題もないから、監査人が交替したとしても、過去の財務諸表から監査人はどこに問題があるかを把握しながら、かつ監査人間の引継ぎを十分にすれば、ゴーイング・コンサーン問題について、個別情報に精通しているということは担保されるのではないか。さらには、経営者としてゴーイング・コンサーン問題について正しい情報を監査人まず伝える。そういった手立ても当然必要であるから、このゴーイング・コンサーン問題があるから外観的独立性に抵触するとは思わない。

他方、監査判断が特殊性をもってくる、それが増大しているということで、監査判断として、会計事務所内での判断の安定性とかコンセンサスという問題も必要になる。それ以上に会計事務所間、監査法人間での監査判断の安定性とかコンセンサスを担保できるような監査基準あるいは実務指針作りが必要になってくる³⁴⁾。

三、米国における金融商品の会計基準と監査基準

1999 年 6 月に発効となった SFAS133 号「デリバティブ商品及びヘッジ活動の会計処理」³⁵⁾は、企業がすべてのデリバティブを資産または負債として貸借対照表に計上し、それらを公正価値で測定することを要求し、さらに、デリバティブの公正価値の変動に関する会計処理につ

いて、3種類のヘッジ及び非ヘッジに分けて規定している³⁶⁾。SFAS133号は、デリバティブの公正価値、ヘッジ会計といった監査上の問題を出現させたと考える。1999年6月、監査基準審議会(ASB)はSAS81号「投資の監査」の改訂のための「金融商品の監査」と題された公開草案³⁷⁾(以下「公開草案」という)を公表した。公開草案はSFAS133号に対応しており、金融商品についての財務諸表の言明(assertion)に関する監査手続を計画し実施する上で用いるフレームワークを提供するものである³⁸⁾。

1、公正価値の監査

デリバティブ金融商品についての評価に関する言明は、将来キャッシュ・フロー、長期間の利子率のようにその基礎となる仮定のわずかな変化に特に敏感であるため、監査証拠を評価するには相当な判断が必要とされる³⁹⁾。しかし、公開草案は、監査手続についてはSAS57号「会計上の見積り」およびSAS73号「専門家の作業の利用」に委ねている⁴⁰⁾。公開草案は監査実施上のフレームワークを提供するものであることを考慮しても、金融商品の監査の詳細な指針が不足している。但し、評価モデルによる評価に関しては、監査人は鑑定人として機能しないとした上で監査手続を示している⁴¹⁾。そこでは専門家の関与が予定されていることから、CPA事務所自ら専門家として機能することが考えられ、独立性の問題が惹起される。

独立性基準審議会の「FAS133に関する補助(デリバティブ)」⁴²⁾と題された解釈書は「監査を補助するために鑑定や評価の能力を利用する場合、独立性は損なわれないが、別の業務での鑑定や評価の技能を利用する場合は、独立性は損なわれる」とのSECスタッフの見解を示した上で、SFAS133号適用に対する補助の領域について、「会計上の適用に関連する補助」「評価コンサルティングによる補助」、及び「デリバティブの公正価値の決定」を挙げている。しかし、公正価値の決定における監査人の独立性についての見解としては、肯定的、否定的の両方の見解を示すに止まり、補助の対象となるデリバティブの重要性の基準についても様々な見解がありうると述べているのみである⁴³⁾。

公共監視審査会「監査の有効性に関するパネル 報告と勧告」⁴⁴⁾では、被監査会社に対する非監査業務全般に関して、排除を支持する意見と支持しない意見が併記されているが、証券取引委員会「監査人の独立性に関する要求事項の改定案」⁴⁵⁾は、「金融商品を含め、監査人による資産・負債の鑑定及び評価業務は、その結果が監査人によって監査されるならば、独立性を損なっている」と述べている。このルールが成立すると、CPA事務所は、前記「FAS133号に対する補助の領域」で示された業務について他の専門家の作業を利用することになるため、公開草案が述べている通り相当な判断が必要となる。

2、内部統制問題との関連

トレッドウェイ委員会支援組織委員会(COSO)報告書「内部統制 統合的枠組み」の適用のた

めの情報ツールである「デリバティブ利用における内部統制の問題」⁴⁶⁾を取り上げる。

その中で述べられている、デリバティブの利用における内部統制の必要性について、次のように示している⁴⁷⁾。事業体は市場、信用、流動性等のリスクにさらされている。そのリスク・マネジメントのためのデリバティブを利用することができる。しかし、デリバティブの利用にはリスクを伴う。デリバティブの複雑さが増すと、公正価値やその目的達成における有効性の確証が困難となる。従って、デリバティブの利用が事業体の戦略、目的の達成を裏付けている十分な保証を提供するために、内部統制システムがよく理解されなければならない。

そのツールでは、リスク・マネジメントのためにデリバティブを利用するに当たり「内部統制 統合的枠組み」を適用した場合、次のプロセスが示されている。

事業体の目的を理解する。ビジネス・リスクを識別、測定、評価、あるいは変更する。

デリバティブの利用を評価し事業体の目的と結合する。デリバティブ利用のためのリスク・マネジメントを定義する。デリバティブの利用活動と方針の妥当性を評価する。情報の入手・伝達ならびにリスク・マネジメント活動の分析・監視の確立する。このプロセスは、デリバティブ利用による損失を防ぐシステムであると理解できる。このようなシステム及び会計基準とともに、財務諸表項目、会計記録の検証可能性に貢献するものである。監査では、当然このような内部統制の検証に重点がおかれるものと考えられる。

3、監査判断と財務会計の概念フレームワーク

デリバティブの公正価値、ヘッジ会計の監査の指針としては、SAS81号改訂のための公開草案だけでなく、「内部統制 統合的枠組み」の適用のためのツールもその機能をもっていることが分かった。以下では、複雑で主観的な要素の影響を受けやすい会計に関する監査判断の基準として、財務会計の概念フレームワークに注目したい。

会計情報の質を高めるためには、会計基準が特定の会計に対して十分な検証可能性を与えることが必要である。そのことと有効な監査とが相俟って、財務報告の信頼性を高めることができるのである。監査可能性に関して会計基準設定主体と監査基準設定主体が連携すべきである。

複雑で主観的な要素の影響を受ける会計原則の根本原理、ならびにそのような会計原則の質に対する監査判断の基準として機能する、「会計情報の質的特徴」に関する財務会計の概念フレームワークの確立が望まれる。

SAS と SFAC の関係について、コーエン委員会報告書によれば、(財務会計の概念フレームワークは)より明確な会計原則書や監査基準書を作成するうえで重要であると考えられるので、それについての審議が速やかに開始されることを期待する」と述べている⁴⁸⁾。これに対して SFAC1号は、「FASB が用いる基本目的と諸概念を理解すれば、財務会計基準によって影響を受ける人々またはこれに関心を持つ人々は、財務会計と財務報告の情報の内容と限界を一層理解でき、その結果、当該情報を効果的に利用することができるようになり、財務会計及び財務報告の信

頼性を高める」⁴⁹⁾と述べ、さらに「財務諸表は、しばしば信頼性の確かさを高めるために独立の監査人によって監査される」と述べている。

そこで、財務会計の概念フレームワークが財務諸表の信頼性に関する利用者の判断及び監査人の判断に次のように関わると考えられる。財務諸表の利用者は、信頼性の要素によってその内容と限界をより一層理解できるということになる。一方 SAS は、監査人がそれらの会計の適正性の判断基準として信頼性の要素を用いることを意図していると考えられる。

監査基準に含まれる SFAC2 号の情報の信頼性の要素は、監査判断を行うために必要な言葉として位置付けられる。「財務諸表の適正表示が一般に認められた会計原則(GAAP)の枠内で判断される」⁵⁰⁾体系では、GAAP の基礎的概念と監査判断の基準が共通することには根拠があるといえよう。

四、金融商品の監査判断

1、時価評価と監査

金融商品に係る会計基準では、時価とは公正な評価額をいう。公正な評価額として次の三つを挙げている。市場において形成されている取引価格 気配または指標その他の相場に基づく価額 合理的に算定された価額

また、日本公認会計士協会の「実務指針」では合理的に算定された価額として、次のようなものを示している。

取引所等から公表されている類似の金融商品の市場価格に、利率、満期日、変動要因等を調整した見積り 対象金融商品から発生する将来のキャッシュフローを割り引いた現在価値 一般に広く普及している理論値モデルまたはプライシング・モデルを使用して算定した時価 金融業や証券業等の場合には、時価算定方法(例えば価格決定モデル)は企業により異なり、どの程度のリスク調整要素(信用リスク、流動性リスク、事務管理コスト等)を盛り込むかも異なる。これに対しては、会計上の見積りの監査が適用されることになる。

ヘッジ会計については、その前提として、企業のリスク管理の仕組みがどのようになっているかという点が重要である。また、ヘッジ会計の適用要件という点では、ヘッジの文書化とヘッジの有効性確認が重要である。

2、新会計基準と監査判断

会計ビッグバンは、日本の会計実務にいろいろ異なった影響を与えたが、いくつかの会計基準に共通している特徴は、経営者の見積り要素が未だかつてないほど高まったということであろう。経営者の見積りに大きく依存する主たる会計処理には、金融商品の会計の場合、財務構成要素アプローチにおけるリスクの見積り、公正価値の合理的な算定、有価証券の減損におけ

る回復可能性の判定、貸し倒れ見積もり高の算定、ヘッジ有効性の判定等が挙げられる。

監査実務上、会計基準への準拠性の判断というプロセスは次のように分けられる⁵¹⁾。会計方針の評価、経営者の見積りと判断、会計データの処理プロセス、財務報告のプロセス。

会計方針の評価には、会計基準への準拠性や業界の会計慣行が含まれる。最近監査上問題となった事例は、「ある会計処理を肯定する」というより、「ある会計処理を否定できない」という問題が多いというのが実情である。一方、企業会計審議会の論点整理では、「会計処理が経済実態を適正に反映しているものであるかどうかについても監査人は判断すべき」とされているが、これは監査人独自の判断基準を求めているものと考えられる。会計基準の整備は進んできたものの、この判断が会計基準に基づいて行われる以上、日本においても「会計のフレームワーク」の作成が不可欠であろう。

時価会計の場合には、「経営者の見積りと監査判断」の部分が極めて重要となる。監査判断の観点から、資産と負債に対する見積りの許容度合いの違いがある。金融資産の評価に関しては、金利、価格のボラティリティー、信用リスクといったかなり厳格な見積りが適用されている。一方、金融負債については、デリバティブ以外の時価会計は現時点では将来の課題である。会計データの処理プロセスは通常内部統制の問題として扱われる。時価会計の場合には、このプロセスに、経営者の見積りと判断の結果が組み込まれることとなり、その意味で、金融商品の時価評価のような場合には、リスク管理を含めた内部統制が重要となる。最も重要なのは、デリバティブの内部統制とリスクマネジメントの大事さをよく認識することである。また、最近「外部財務報告と内部財務報告との融合」と言われている。つまり、評価や開示に用いられる情報が、これまで内部管理情報とされてきたものに接近してきている。このことは監査にも影響してきている。従来型の監査は、外部報告の財務諸表作成プロセスに沿って実施するものであったが、実務上、最近経営者が業績評価の管理情報として何を見ているかも重視されつつある。これは、経営者が管理情報に基づいて経営判断を行っていること、不正・企業継続の兆候の把握との関係で必要とされていると考えられる。

五、改訂監査基準による監査人の対応

平成14年1月には監査基準が改訂されたが、その改訂内容の中の重要なものの一つには、会計ビッグバンによって経営者の見積もり要素が高まった新会計基準に対してどのように対応すべきかが含まれている。

(a)改訂実施基準における対応：見積りの合理性を判定するために、会計上の見積りにかかる固有リスクと統制リスクを評価して、十分・適切な監査証拠を入手しなければならないことが明記された。

(b)改訂報告基準における対応：実施した監査の概要には、監査は経営者によって行われた

見積りの評価も含まれる旨を記載しなければならないことになった。

(c) 監査基準委員会報告書第13号「会計上の見積りの監査」においても、前記の改訂監査基準を受けてより具体的な指針が示された。

1、監査実務への影響

新しい会計基準の下では、経営者の見積り要素が非常に高まり、監査人は改訂監査基準に準拠して前記の監査手続を行わねばならなくなったことは、監査実務に次のようなインパクトを与えることになる⁵²⁾。

(a)より高度な専門知識の習得の要請 経営者の見積りには高度の専門的知識を要するものが多い。例えば、最先端の金融知識、将来キャッシュ・フローの見積り技術等である。これからは、監査人といえども、このような高度の専門知識をある程度は持たないと経営者の判断の合理性、妥当性を適切に判定できないことになる。

しかし、このような高度の専門知識は一朝一夕に習得できるものではなく、大学教育や公認会計士の受験勉強等を通じて時間をかけて習得する必要がある。したがって、大学当局等にはこれに対する対策を講じるのは望ましい。

(b)より重くなる監査責任 経営者の見積りには、仮定の設定など主観的判断が多いため監査上の固有リスクが高いことになる。さらに、これは有効な内部統制の確立が困難であることになり、統制リスクも高いことになる。このように、経営者の見積りに高度に依拠するということは、監査リスクが高いことになり、それだけ監査人の責任も重くなるということである。

(c)「二重責任の原則」との関係 今回の監査基準の改訂においては、経営者と監査人の責任を明確に区別するという「二重責任の原則」が強調された。ところが、会計処理に経営者の高度な見積り要素が入り、監査人はその妥当性、合理性を判定しなければならないということは、ある程度経営者と同じ次元に立って物事を判断し、経営者の視点から将来の予測を行わなければならないことにもなる。経営者から予め見積り方法について相談を受け、一緒に考えていかざるを得ない局面も出てくるであろう。

このような状況においては、実は如何にして「二重責任の原則」を確立するのかというジレンマに陥る。監査人が、あまり深く経営者サイドの領域に立ち入ってしまうと、「二重責任の原則」が崩れてしまう。要するに、どこで経営者としての領域と監査人としての責任部分との「線引き」をするのかという問題である。答えが、経営者による確認書への手当てである。

(d) 経営者による確認書への手当て

監査基準が改訂されたのに対応して、監査基準の実務指針たる日本公認会計士協会の監査基準委員会報告書も改訂され、経営者の見積りに関する経営者の確認書の手当てがなされた。まず、全般的な手当てとしては、監査基準委員会報告書第3号「経営者による確認書」において第7項が新設され、会計上の見積りの基礎となる仮定に関する経営者の見解を記載すること

になった。さらに、個別的な手当てとしては、監査基準委員会報告書第13号「会計上の見積りの監査」の第21項において、見積もりに関する経営者の見解を記載することになった。

2、ゴーイング・コンサーン対応

経営者の会計上の見積り要素の増加に伴い、監査リスクが高まり、ゴーイング・コンサーン問題との関係も重視しなければならない。ゴーイング・コンサーン対応において最も重要なことは、これは二重責任の原則に裏づけされたものであるということである。つまり、まず経営者が次のステップを踏み、それを受けて監査人が一定の監査手続を実施するのである。

まず経営者は、ゴーイング・コンサーンの前提に重要な疑義を抱かせる事象・状況の有無の判断をする。もし、そのような事象や状況があると判断したら、次にはそれらを解消するための経営者の対応を検討し、それを実行するための経営計画を策定する。そのうえで、ゴーイング・コンサーンの前提に基づいて財務諸表を作成することができるのかどうかを判断しなければならない。もし、ゴーイング・コンサーンの前提が成立すると判断したら、それらの事実を適切に開示しなければならない。この開示に関する財務諸表等規則の改正と、それに対応する実務指針としての日本公認会計士協会の監査委員会報告が近いうちに公表される予定である。

ゴーイング・コンサーンに関する監査人の責任は、あくまでも二重責任のもとで、企業のゴーイング・コンサーン能力の認定や企業の存続を保証するものではない。つまり、ゴーイング・コンサーンに関して経営者が行った前述の判断、評価、開示等が適切かどうかについて意見を述べるのが監査人の責任である。

具体的には、経営者によるゴーイング・コンサーン前提の評価の妥当性の検討、ゴーイング・コンサーンの前提に重要な疑義を抱かせる事象・状況の有無の判断の妥当性の検討、それらに対する経営者の対応及び経営計画の合理性の検討、そしてそれらに関する適切な開示があるかどうかの検討をして、その結果に基づいて監査意見を述べるのである。

これらの監査人の監査手続の実務指針として、日本公認会計士協会は監査基準委員会報告書第22号「継続企業の前提に関する監査人の検討」を7月に公表した。ゴーイング・コンサーンの開示及びその監査制度の所期目的を達成するためには、次のいくつかの課題に対処する必要があると考えられる。 初期段階における開示の重要性 経営者、投資家の自覚の重要性 経営計画の合理性判定の困難性

ゴーイング・コンサーンの前提に重要な疑義を抱かせる事象や状況を解消するための経営計画は、会社の将来の予測に関することだけに、外部者である監査人がその合理性を判定するのは、銀行の支援意図の判定の困難性及びより重くなる監査人の(結果)責任等という点を持って、実際にはかなり難しい仕事であると思われる。そのため、会社の経営者は経営計画策定の基礎になった詳細なデータを十分に提示して、監査人と深度のあるディスカッションをすることが求められるであろう。

おわりに

従来、監査人に対する役割期待は、財務諸表の品質保証を通して投資家を財務情報の不確実性、虚偽記載または経営者の不正から守ることであったが、21世紀の監査環境においては多様な価値観が混在する経済社会全体への奉仕者あるいは経済社会のドクターとして役割転換することが期待されている⁵³⁾。

一方、日本においても監査人や公認会計士に対する役割期待は大きくなっている。国際的にも日本の公認会計士に対する高い評価が与えられる。しかし、監査サービスの質に対して根本的な疑念ないし批判があることも事実である。特にレジェンド問題は依然に深刻である。こうした社会的役割期待の大きさに対する対応としては、基準設定組織における我が国の監査に係るある意味での根本思想と基本戦略を議論することが重要である。また公認会計士監査の質の向上に教育が重要な役割を担っているから、試験制度については、協会・当局・大学が協力して改善策を検討することが喫緊な課題である。最後にこうした役割期待に対応して監査研究は徹底した論理主義・実証主義に基づいた研究を志向しなければならない。

<注>

- 1) 内藤文雄「会計判断の一般性と監査判断の特殊性」『会計』2001年159(2)132頁。
- 2) 児嶋隆「金融商品の会計基準と監査基準」『会計』2001年159(2)16-17頁。
- 3) 八田進二「監査環境の変化に伴う監査人の役割期待」『会計』2002年161(3)48頁。
- 4) 小宮山賢「時価会計の導入と監査実務上の問題」『会計』2001年159(2)44頁。
- 5) 山浦久司「監査環境の変化と監査制度の改革 国際的枠組みを中心に」『会計』2002年161(3)87頁。
- 6) 千代田邦夫「近未来における監査の課題」『会計』2002年161(3)61頁。
- 7) 高田敏文「監査判断における「揺らぎ」の測定 企業継続能力監査を中心に」『会計』2002年(3)58頁。
- 8) 小宮山賢 前掲論文 47頁。
- 9) 千代田邦夫 前掲論文 61頁。
- 10) 千代田邦夫 前掲論文 63頁。
- 11) 八田進二、高田敏文 対談「逐条解説新監査基準を学ぶ」同文館出版 2002年9頁、89頁以降参照。
- 12) 伊豫田隆俊「監査環境の変化に伴う監査人への役割期待」『会計』2002年161(3)91頁。
- 13) 山浦久司『会計士情報保証論 保証業務のフレームワークと会計士の役割』中央経済社 2000年32-37頁。
- 14) 伊豫田隆俊 前掲論文 96頁。
- 15) 八田進二 前掲論文 53頁。
- 16) 山浦久司『監査の新世紀 市場構造の変革と監査の役割』税務経理協会 2001年12-13頁。
- 17) 千代田邦夫 前掲論文 66頁。
- 18) 内藤文雄『監査判断形成論』中央経済社 1995年13頁。
- 19) 会計基準の抜本的改革と監査における質的かつ高度な判断の必要性は、次の二つの公式文書に指摘されている。

企業会計審議会、第二部会「監査基準等の一層の充実に関する論点整理」(2000、6、9)「七 新たな会計基準の導入等に伴う監査上の対応 新たな会計基準の適用により、金融商品の時価や退職給付債務の数理計算などが導入される。また、新たな取引手法等が拡大しており、こういった監査環境等の変化に対する監査人の取り組みについて、監査基準等で対応すべき事項になるとの指摘がある。

金融商品時価評価の監査判断 (邱)

この点については、監査人には、公正価値や会計上の見積りの妥当性などについて従来より踏み込んだ判断が求められることから、これらを踏まえて、監査基準等においても具体的に対応することが必要であると考えられる。」(実施基準・監査実施準則)。

公認会計士審査会、監査制度小委員会、「監査制度をめぐる問題点と改革の方向～公認会計士監査の信頼の向上に向けて～」(2000,6,29)「会計基準の抜本的改革が行われてきていることから監査におけるより実質的かつ高度な判断への要望もますます強くなってきている。」(一 審議の経緯(1))

- 20) 内藤文雄 「会計判断の一般性と監査判断の特殊性」『会計』2001年 159(2)29頁。
- 21) 会計判断の一般性は、普遍的に妥当する性質のことである。すなわち、一般に公正妥当と認められた会計原則・会計基準に則った会計判断は、会計事象について普遍的に妥当するものであるということの意味する。内藤文雄 前掲論文 31頁)。
- 22) 特殊性は、個別ケースにおける会計判断の妥当性を評価した結果であるという意味で、その監査判断は、特殊性をもつということの意味する。
- 23) 内藤文雄 前掲論文 35頁。
- 24) 日本公認会計士協会監査基準委員会報告書第13号(中間報告)「会計上の見積りの監査」(1997年7月23日)。
- 25) 同上報告書「9 会計上の見積りの合理性を確かめるための監査手続」を参照されたい。
- 26) 円卓討論 監査：会計基準と監査判断 (座長)山浦久司『会計』2001年 159(2)123頁。
- 27) 前掲円卓討論 (小宮山賢)129頁。
- 28) 前掲円卓討論 (小宮山賢)131頁。
- 29) 前掲円卓討論 (児嶋隆)130～131頁。
- 30) 日本公認会計士協会 監査基準委員会報告書第14号(中間報告)「専門家の業務の利用」。
- 31) 同上報告書。
- 32) 企業会計審議会第二部会公表「監査基準の改訂に関する意見書」(公開草案)(2001年6月22日)について 三 主な改訂点とその考え方 6 継続企業の前提について。
- 33) 小宮山賢 前掲論文 48頁。
- 34) 前掲円卓討論 内藤文雄 138-139頁。
- 35) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards. No.133(FAS133), Accounting for Derivative and Hedging Activities, June 1998.*
- 36) 児嶋隆「金融商品の会計基準と監査基準」『会計』159(2)2001年 15頁。
- 37) American Institute of Certified Public Accountants(AICPA), *Exposure Draft, Auditing Financial Instruments (To Supersede Statement on Auditing Statement No.81, Auditing Investments), June 1999.*
- 38) *Ibid.*, Preface.
- 39) *Ibid. par.14.*
- 40) *Ibid.*
- 41) *Ibid. . par.34.*
- 42) Independence Standards Board *FAS133 Assistance(Derivatives) 1999.*
- 43) *Ibid.*
- 44) Public Oversight Board *The panel on Audit Effectiveness :Report and Recommendation, August 2000 pp118~132.*
- 45) Securities and Exchange Commission *Proposed rule:Revision of the Commissions Auditor Independence Requirements, July 2000.*
- 46) COSO(Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission *Internal Control-Integrated Framework* 鳥羽至英 高田敏文訳『内部統制の統合的枠組み』白桃書房 1996年。
- 47) 児嶋隆 前掲論文 18頁。
- 48) AICPA, The Committee on Auditor's Responsibilities Report Conclusion and Recommendations, 1978, 鳥羽至英訳『コーエン委員会報告書 財務諸表監査の基本的な枠組み 見直しと勧告』白桃書房、1990年、32頁。
- 49) 平松一夫/広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念(増補版)』中央経済社、2002年、3頁。
- 50) 平松/広瀬 前掲訳書 13～14頁。
- 51) 小宮山賢 前掲論文 53頁。
- 52) 加藤厚「ますます多様化する内外の財務報告と監査のあり方」『会計』2003年 161(2)48 - 49頁。
- 53) 高田敏文「監査人への役割期待とその対応」『会計』2002年 161(3)80頁。

主指導教員(木下勝一教授) 副指導教員(柳喜重郎教授・沢田克己教授)